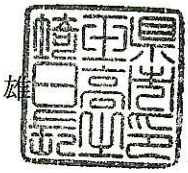
日高市告示第　241　号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第９条の規定により、次のとおり告示する。

令和８年10月１日

日高市長　谷ケ﨑　照　雄



１　行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢90歳位、女性、体格やせ型。発見当時の着衣及び所持品は、黒と青のチェックの長袖シャツ、黒いズボン、白色の靴。灰色の布の帽子、黒皮の手提げバック。黒いポーチ、緑色の柄の黒ボールペン、メモ用紙、文庫本１冊、ポケットティッシュ、紅葉の絵柄の扇子、黒いハンカチ、財布、現金。

上記の者は、平成17年９月22日午後１時49分、埼玉県日高市高麗本郷469-4付近の路上で倒れているところを発見されました。以降、当市にて生活保護を受給。死亡日時は、令和８年３月４日、午後２時27分、死因は重症不整脈。遺体は、令和８年３月11日火葬に付しています。お心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出てください。